

大切なお知らせ

平成29年10月吉日

キャッシュカードによる振込取引の一部利用制限について (詐欺被害防止対策)



平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、振り込め詐欺被害が多発しております。特に、キャッシュカードに不慣れな高齢者のお客さまをATMコーナーに誘導し、ご預金を振り込ませる「還付金詐欺」「振り込め詐欺」等が増加しています。

当組合では、こうした被害からお客さまの大切なご預金をお守りするため、下記のとおりキャッシュカードによる振込取引を一部利用制限させていただきます。

お客さまには、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

70歳以上で、かつ1年以上キャッシュカードによるATM振込をされていないお客さま。

2. 振込制限内容

対象となるお客さまは、1,000円を超えるキャッシュカードによるATM振込ができなくなります。

※キャッシュカードによる「お預入れ」、「お引出し」は従来どおりご利用いただけます。

3. 対応開始日

平成29年11月1日(水)

4. 対象となるお客さまでキャッシュカードによるお振込を希望される場合

お手数をおかけいたしますが、平日の営業時間内にキャッシュカードと本人確認書類をご持参のうえ、当組合窓口へお申し出ください。

ご本人確認のうえ、キャッシュカードによるATM振込を可能とさせていただきます。

以上